

# 令和2年度安城市予算編成方針

令和2年度安城市予算編成方針を以下のとおり定める。

令和元年10月

安城市長 神谷 学

## 1 令和2年度の財政見通し

- (1) 歳入のうち市税については、固定資産税は増収を見込むものの、法人市民税は法人税割の更なる国税化等の影響により減収が見込まれることから、市税全体では令和元年度当初予算額と同額程度の見込みである。
- (2) 歳出については、北部学校給食共同調理場の整備、新安城駅改修に係る費用負担など普通建設事業費の増加が見込まれるほか、高齢化の進展や保育需要などに対応するため社会保障関係費が増加する見込みである。

## 2 予算編成の基本方針

- (1) 持続可能な財政運営の堅持

歳入の根幹である市税は、前年度と同額程度と見込む一方、歳出は普通建設事業費、社会保障関係費の増加により、財政運営が厳しくなることを想定している。従って、健全財政を維持し、限られた財源を有効活用するため、事業の必要性、優先度及び緊急性について精査し、既存事業の見直し等でその財源を確保するなど事業の選択と集中を図る。

- (2) 第8次総合計画「幸せつながる健幸都市 安城」の実現

令和2年度が第8次総合計画の折り返し1年目であることから、その集大成につなげることを目指し、市制70周年に当たる令和4年度には、各施策・事業の成果が明確に現れるよう計画的な進捗を図るため、必要な予算を計上する。また、市長マニフェスト「みらいが日本一元気なまちづくり」の実現に向け、公民連携による未来のまちづくりを見据えた事業、全ての世代が「健やか幸せ」に暮らし、活躍できることを目指した事業、未来に継承しうるイノベーションの創出を見据えた事業などについて、中長期的な展望の中で事業効果を最大限発現できるよう、時機に応じた予算を計上する。

# 令和2年度安城市予算編成について

令和元年10月

## 1 国の動向等

### (1) 「経済財政運営と改革の基本方針2019」6月21日閣議決定

消費税率引上げの需要変動に対する影響の程度や最新の経済状況等を踏まえ、歳出改革の取組を継続するとの方針とは別途、令和2年度当初予算においても適切な規模の臨時・特別の措置を講ずる。

### (2) 「成長戦略実行計画」6月21日閣議決定

令和の新時代において、我が国が第4次産業革命の新たな汎用技術の潜在力を最大限にいかし、生産性向上や経済成長につなげるためには、企業組織の在り方や個人の仕事の内容・仕方など、経済社会システム全体の再構築を図る必要がある。

### (3) 「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」6月21日閣議決定

第2期「総合戦略」(2020年～2024年)においては、現時点では効果が十分に発現するまでに至っていない「地方への新しいひとの流れをつくる」及び「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」について、その取組の強化を行う。

### (4) 「令和2年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針」7月31日閣議了解

「経済財政運営と改革の基本方針2019」を踏まえ、「新経済・財政再生計画」の枠組みの下、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組む。施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化する。

### (5) 「月例経済報告」8月30日(内閣府)

景気は、輸出を中心に弱さが続いているものの、緩やかに回復している。先行きについては、当面、弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、通商問題を巡る緊張の増大が世界経済に与える影響に注意するとともに、中国経済の先行き、海外経済の動向と政策に関する不確実性、金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。

## 2 本市の財政状況

### (1) 令和元年度の状況

ア 市税収入については、法人市民税は中国の景気後退の影響で減収となる一方、個人市民税と固定資産税は増収となり、市税全体としては当初予算額と同額程度となる見込みである。

イ 当初予算は、骨格的予算編成としたことから、6月補正及び9月補正において、市長マニフェスト関連事業及び緊急かつ必要な予算として、26億円余を計上した。

### (2) 令和2年度の見込み

ア 歳入のうち市税については、固定資産税は増収を見込むものの、法人市民税は

法人税割の更なる国税化等の影響により減収が見込まれることから、市税全体では令和元年度当初予算額と同額程度の見込みである。

イ 歳出については、北部学校給食共同調理場の整備、新安城駅改修に係る費用負担など普通建設事業費の増加が見込まれるほか、高齢化の進展や保育需要などに対応するため社会保障関係費が増加する見込みである。

### 3 予算編成について

#### (1) 基本方針

##### ア 持続可能な財政運営の堅持

歳入の根幹である市税は、前年度と同額程度と見込む一方、歳出は普通建設事業費、社会保障関係費の増加により、財政運営が厳しくなることを想定している。従って、健全財政を維持し、限られた財源を有効活用するため、事業の必要性、優先度及び緊急性について精査し、既存事業の見直し等でその財源を確保するなど事業の選択と集中を図る。予算要求にあたっては、これまでの実績や他事例等を参考に適正な価格の把握に努め、十分精査すること。

##### イ 第8次総合計画「幸せつながる健幸都市 安城」の実現

令和2年度が第8次総合計画の折り返し1年目であることから、その集大成につなげることを目指し、市制70周年に当たる令和4年度には、各施策・事業の成果が明確に現れるよう計画的な進捗を図るため、必要な予算を計上する。また、市長マニフェスト「みらいが日本一元気なまちづくり」の実現に向け、公民連携による未来のまちづくりを見据えた事業、全ての世代が「健やか幸せ」に暮らし、活躍できることを目指した事業、未来に継承しうるイノベーションの創出を見据えた事業などについて、中長期的な展望の中で事業効果を最大限発現できるよう、時機に応じた予算を計上する。

#### (2) 総括的な事項

##### ア 実施計画

- ① 実施計画で不採択となった事業は、予算計上しない。文章表現及び予算査定  
の事業は、その必要性、実施時期及び財源等を再精査した上で予算計上する。
- ② 採択事業であっても、予算額等を精査の上、削減又は補正予算対応とする  
場合がある。

##### イ 第6次行政改革大綱及び実行プラン

「第6次行政改革大綱及び実行プラン」に掲げる施策については、最少の経費で最大の効果が得られるように、適切な事業費を予算計上する。

##### ウ 公共施設等総合管理計画、公共建築物保全計画

公共施設等の管理に関する基本方針に基づき、公共建築物保全計画等の個別施設計画に沿った公共建築物、インフラ施設の維持管理を行うため、適切な事業費を予算計上する。

## エ 創意と工夫

- ① 各課2件以上の「創意と工夫」調書を作成する。
- ② 調書作成にあたっては、経費の削減や歳入の増加につながるもののほか、予算の削減を伴わなくても「創意と工夫」により事業効果の向上に繋がる取組については対象とするので、積極的に提出すること。
- ③ 「ふるさと納税」の新規返礼品を事業者と協議の上、内諾を得た場合は、「創意と工夫」の対象とする。

## オ 国の制度変更等への的確な対応

- ① 国の予算編成、地方財政対策等の動向に留意し、適切に対応する。
- ② 制度の変更等に関しては、財政に及ぼす影響が大きいことから、情報収集に努め、十分留意する。

## カ その他

- ① 予算要求にあたっては、幅広い視点を取り入れ、関連する部課との調整・連携及びサービス水準の整合を必ず図り、事業の効果や効率性を最大限に高める。
- ② 行政運営の透明化に資するため、わかりやすい「主要事業概要（1事業1ページ）」を作成し、公表する。
- ③ 特別会計及び企業会計の予算計上は、一般会計に準じて行う。

## (3) 歳入に関する事項

### ア 市税

- ① 今後の経済情勢及び税制改正に留意するとともに、国の動向等も注視する。
- ② 税負担の公平性の観点から、収納率の向上に取り組む。

### イ 国・県支出金

- ① 情報収集に努め、該当する歳入は漏れなく予算計上する。
- ② 制度変更により、国庫支出金等が廃止され、地方負担となる場合が見受けられるが、確定情報が入るまで現行制度に基づき予算計上する。

### ウ 基金・市債

- ① 基金からの繰入金額については、事業費を精査し、適切な額を予算計上する。
- ② 市債については、事業費を精査した上で、制度上借り入れができる額を予算計上する。

### エ その他の特定財源

- ① i JAMPなどの活用や先進市等の取組について調査・研究するなど情報収集を積極的に行い、新たな財源を取り入れる。
- ② 新たな視点で歳入の洗い直しを行い小額でも予算を計上するとともに、使用料・手数料などの特定財源については、実績を踏まえて予算計上する。

## (4) 歳出に関する事項

### ア 公共事業等（投資的経費）

- ① 継続事業は、漫然と継続することなく、年度ごとにその事業効果と必要性を検証し、積極的に事業の廃止及び縮小を検討する。

- ② 公共建築物保全計画に基づき、公共建築物の長寿命化と財政負担の平準化を図る。

## イ 経常経費

- ① 枠配分額のマイナスシーリングは行わないが、新たな経常経費や既存事業の増加分も含めて、枠配分額内に収めるよう、課内及び部内で経費の削減、調整を行った上で、十分に精査し要求すること。
- ② 平成30年度の決算状況及び令和元年度予算の執行状況等を踏まえ、適切に要求すること。

## ウ 国・県補助事業等

- ① 事業の必要性、効果等を検討した上で、事業の実施を図ることとし、安易な事業採択を行わずに、多額の一般財源の持ち出しを招かないように留意する。
- ② 国・県補助事業の廃止等があった場合は、原則市費での振替は行わない。事業効果を考慮の上、廃止等を検討し、継続すべき事業の場合は、代替財源の確保に努める。

## エ その他

令和元年度に新たに創設された「森林環境譲与税」は、国民の新たな税負担による恒久的な財源であり、市が実施する「木造公共建築物等の整備・内装木質化」や「森林の意義や木材利用促進に関する普及活動等」の財源として活用することができる。

例えば「木製の机、椅子、遊具等の導入」「乳幼児に対する木製玩具の配布」「植樹・下刈り等の森林整備体験」「木工体験活動等の実施や支援」などが想定されるが、これらの取組を新規・拡充事業として実施する場合は、事業内容を精査の上、予算計上する。